

OEM パートナー契約条項

株式会社WEBマーケティング総合研究所(以下、「甲」とする)とOEMパートナー(第1条で定義される、以下、「乙」とする)、甲が乙に対して OEM 提供する本システム(第1条で定義される)に関し、以下のとおりの内容で契約を締結する。

第1条【定義】

本契約において、各用語は次の意味を有するものとする。

(1) OEM パートナー

本契約条項により、OEM 提供をされた本システムの利用をする個人または法人その他の団体である事業者

(2) 本システム

甲が OEM 提供する OEM パートナー専用システム(3号で定義する)およびウェブサイト制作ソフトウェアである CMS(4号で定義する)および CMS に付随するオプション機能(6号で定義する)の総称

(3) 顧客

既に乙との間に契約関係にある、あるいは本システムを利用して乙との間の契約を締結するように交渉をする個人あるいは法人等の団体(甲との間の契約関係の有無等とは関係がない)

(4) OEM パートナー専用システム

以下の機能を有するシステム

① 乙が顧客を登録し、管理する機能

② 乙が登録された顧客に対し CMS を生成・追加し、ウェブサイトを提供できる機能

③ 乙が登録された顧客に対しオプション機能を追加・提供できる機能

(5) CMS

乙が顧客のウェブサイト作成時に使用するウェブサイト制作ソフトウェアであり、甲が開発・提供するウェブコンテンツ構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称であり、OEM パートナー専用システムを通じて提供されるシステム

(6) CMS ライセンス

乙がウェブサイトを制作する際に1ウェブサイトごとに付与される CMS を利用する権利

(7) オプション機能

乙の選択により乙が顧客に対して提供できる機能であり、甲から乙に OEM パートナー専用システムを通じて提供される CMS に付加される機能

(8) オプションサービス

CMS 利用のために付随してなされる甲から乙への役務提供

第2条【本システムの利用許諾】

1. 甲は乙に対し、本システムの利用をし、乙が本システムを利用して顧客にウェブサイトの提供、オプション機能の提供、オプションサービスの提供、それに付随する各種の役務提供することを許諾するものとする。
2. 乙は利用許諾にあたり、第6条1項1号に定めるシステム初期設定費用を甲に支払うものとする。
3. 乙は、本システムに関して、本契約に基づく一切の利用権につき、譲渡または貸与・再利用許諾(サブライセンス)を行うことはできないものとする。
4. 甲および乙は、相手方の事前の承諾なくして本契約に基づく債権、債務、または契約当事者としての地位について、第三者に譲渡および担保に供してはならないものとする。

第3条【契約の改定および適用範囲】

1. 本システムの改良、オプションサービスの追加、機能改善、利用料金の値下げ、利用料金のプランの追加について甲は乙の許諾を得ずに行うことができる。
2. 利用料金の値上げ、法的規制の対象にはなっていないものの時代の変化に基づき禁止すべきと甲が判断する禁止行為の追加については、乙の許諾を得た上で行う。
3. 前項について、甲は乙に対し書面による通知とメールによる告知を行い、許諾を得ることとする。
4. 前項の書面による通知の後、3ヶ月以内に乙からの回答がなかった場合、甲は乙が許諾をしたものとみなすことができる。

第4条【商標】

1. 甲は、乙が本システムを利用しウェブサイト等を顧客に提供等するにあたり、本システムによる乙のサービスに乙の商標および乙独自のサービス名を表示することを許諾する。
2. 乙による、甲の商号、商標、標章等の利用については認めないものとする。
3. 乙は、第1項の商標の使用が第三者の商標権を侵害しないことを甲に対して保証し、また、万一かかる侵害により甲が損害賠償等の請求を受けたときは、乙は自己の責任と全額費用負担の下にこれを解決し、甲には一切迷惑を掛けないものとする。

第5条【本契約の適用】

本契約は、本システムの利用に関し、乙と甲との間に生ずる一切の關係に適用されるものとする。

第6条【本システムの利用料金】

本契約における本システムの利用料金の詳細は次に定めるとおりとする。

- (1) 第2条2項の利用許諾にあたり、システム初期設定費用として50,000円(税抜)を乙は甲に支払う。
甲は本契約成立後に乙に対して請求書を送付し、乙は請求書を受け取った後2週間以内に銀行振込により甲の指定する銀行口座に振込むものとする。
 - (2) システム初期設定費用の支払いにより、甲は第8条に定める設定行為を行ったあと、OEMパートナー専用システムを利用するためのIDとパスワードを提供する。
 - (3) OEMパートナー専用システムのURLは、独自ドメインを新規取得して適用する。ドメインについては、乙は属性JP以外の汎用JP、gTLDから選択し、乙は甲が定める方法により甲に伝えるものとする。
 - (4) OEMパートナー専用システムのURLとして設定したドメインは、CMSの顧客URLとして「共有ドメイン」を選択した際のドメインになる。
 - (5) OEMパートナー専用システムのURLに関する、独自ドメインおよびSSLサーバ証明書の新規取得・初回設定にかかる初回費用は、システム初期設定費用に含まれる。
 - (6) 本契約の有効期限内は、1ウェブサイト分のCMSライセンス月額利用料は無料とする。
2. 乙はOEMパートナー専用システムのURLで使う独自ドメインの更新費用とSSLの更新費用として、契約後2年目以降1年ごとに、15,000円(税抜)を支払うものとする。課金については、契約更新月の月初に行うものとする。
 3. CMSライセンス追加費用として次の各号の通り定める。

- (1) 乙が顧客に対し CMS ライセンスを新規で発行する際に、CMS ライセンス追加費用として乙は甲に 1 件あたり 30,000 円(税抜)を支払うものとする。
- (2) 当月中に追加された CMS ライセンス件数を翌月 1 日に集計し、課金をするものとする。
- (3) 追加行為があった時点で原則として、システム上請求対象となるものとする。但し、乙の作業ミスなどによりライセンスが追加された場合など、やむをえない事情がある場合、別途乙は甲に連絡をする。甲は、CMS ライセンスの利用状況など客観的に集計し、追加による実際の利用があったと認められない場合など、やむをえない事情と判断した場合には課金対象とはしない。

4. CMS ライセンス月額利用料として次の各号の通り定める。

- (1) 乙は CMS ライセンス月額利用料として、1 ウェブサイトあたり 2,900 円(税抜)を甲に支払う。
- (2) 甲が毎月 1 日時点の CMS ライセンス利用数を集計し課金をするものとする。CMS ライセンス利用数については甲のシステム上利用中の数及び一時停止になっている数の合計とする。
- (3) 前項によって 1 日に集計された CMS ライセンス利用数についてはすべて当月利用分とみなし課金対象になり、当月月中解約に関する日割り計算は行わない。但し、2 日以降月中に利用開始した場合は当月の CMS ライセンス月額利用料は課金対象とはならない。また、容量追加などの場合についても同様とする。
- (4) CMS ライセンス月額利用料に含まれる内容としては次のとおりとする。

① サーバ容量

CMS ライセンス月額利用料に含まれる、CMS 利用によるサーバにおかれるファイル容量の上限値は、1GB とする。

上限値に 1GB~10GB まで(1GB 単位)を、乙が任意で設定できるが、2GB 以上の利用をする場合は、1GB ごとに、100 円(税抜)／月の料金を支払うものとする。

② CMS に内包される機能

i フォーム機能

CMS ライセンス月額利用料に含まれるフォームから登録できる顧客データの上限数は、1 万件とする。

2 万件から 10 万件まで(1 万件単位)を、乙が任意で設定できるが 2 万件以上選択する場合は、100 円(税抜)／月の料金を支払うものとする。

ii アクセス解析機能

③ オプション機能

i スライド動画機能

提供の可否を乙が任意で設定でき、公開可能動画数 3 件までは、CMS ライセンス月額利用料内に含まれているものとする。

公開可能動画数の上限値は、1 件~10 件までを任意で設定できるが、4 件以上をご選択時は、1 件ごとに、100 円(税込)／月の料金を支払うものとする。

管理画面内で設定できる、作成可能動画数は、上限値 10 件~30 件までを乙にて任意で設定できるが、作成可能動画数は、甲から乙への請求には影響しないものとする。

ii クラウドメール機能

提供の可否を乙が任意で設定でき、1 アドレスまでは、CMS ライセンス月額利用料内に含まれているものとする。甲の DNS サーバを利用した場合のみ利用可能とする。

2 アドレス以上を選択する場合は、1 アドレスごとに、100 円(税抜)／月の料金が発生するものとする。

- (5) ウェブサイトの URL は、独自ドメインまたは共有ドメインのいずれかを設定することができる。独自ドメインで他社 DNS サーバをご利用される場合、ホスト名のない URL は、利用できないものとする。

5. オプションサービスの費用として、次の通り定める。

(1) オプションサービスは以下のとおりである。

① 独自ドメイン新規取得

費用は、汎用 JP、gTLD の場合は 4,500 円(税抜)とし、属性型 JP の場合は 6,500 円(税抜)とする。

② 独自ドメイン更新

費用は、汎用 JP、gTLD の場合は 4,500 円(税抜)とし、属性型 JP の場合は 6,500 円(税抜)とする。

③ 独自ドメイン移管

費用は、JP 以外のドメインの場合は 4,500 円(税抜)／回とし、JP ドメインの場合は無料とする。

(2) オプションサービスについては納品月の翌月月初に課金を行う。

6. 2 項から 5 項までの課金については、それぞれの課金時期をもとに集計を行い、毎月 10 日までに請求を行う。

7. 6 項の請求の支払い方法については銀行振込もしくは口座振替とし、支払時期については次に定めるとおりとする。

(1) 銀行振込 甲の指定する銀行口座に請求当月の 23 日までに支払うものとし、振込手数料は乙の負担とする。

(2) 口座振替 甲の指定する代行業者により、請求当月の 23 日に乙の口座より引き落とされるものとする。

第 7 条【契約期間】

1. 本契約は本契約成立日から 1 年間継続し、その後は本契約満了日の 90 日以上前に乙からもしくは甲から更新拒絶の通知がなされない限り、同一の条件で 1 年ごとに自動更新されるものとする。

2. 第 6 条 2 項のとおり、自動更新の際に必要な諸経費について、乙は甲に支払うものとする。

第 8 条【設定作業の開始】

1. 本契約が締結され、第 6 条 1 項 1 号のシステム初期設定費用が乙から甲に支払われた後、甲は乙に対して速やかに本システムの提供に必要な作業を開始するものとする。

2. 前項の作業については、本契約締結日より 2 ヶ月以内に作業を終了するものとする。

第 9 条【顧客情報】

1. 本契約及び本システムを通して知りえた顧客に関する情報については、乙に権利が帰属するものとする。

2. 顧客情報については、乙が適切に管理するものとする。

第 10 条【登録情報】

1. 乙は、その住所、氏名、連絡先電話番号、電子メールアドレス、乙が利用料金を支払うための引落口座、に変更が生じたときは、遅滞なくその変更内容を甲に届出するものとし、甲から請求があった場合は、その変更内容を証明する書類を提出しなければならないものとする。

2. 前項の届出を怠ったことにより、乙が不利益を被ったとしても、甲は一切その責任を負わないこととする。

3. 1 項の届出を怠ったことにより、甲からの通知等が乙に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとする。

第 11 条 【メール応答】

乙は、常に甲からの電子メールが、事前に甲に届出た電子メールアドレスへ、確実に到達しうるように管理する。

第 12 条 【知的財産権等】

1. 甲が提供する本システムのプログラムに関する著作権等の知的財産権は、全て甲に帰属し、乙は、甲の許可のない改変等、甲の著作権を侵害する行為は一切できない。
2. 本システムに関する資料、マニュアル等一切の著作物の所有権、知的財産権等は、全て甲に帰属する。

第 13 条 【禁止事項および管理】

1. 乙は、本システムを利用し、著作物等のデータ(以下「コンテンツ」という)を作成・掲載するにあたっては、乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 第三者または甲の財産、プライバシーを侵害する行為、もしくは侵害するおそれがある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含む)
 - (2) 第三者または甲を差別、誹謗中傷し、あるいは第三者または甲の名誉、信用を毀損する行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (3) 第三者または甲に不利益、損害を与える行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (4) 第三者の個人情報を売買または譲受する行為、もしくはそのおそれがある行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信・表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を送信・表示する行為、その他の公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為やその他の公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (6) 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為やその他の法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれがある行為、あるいはそれを補助する行為
 - (7) 甲または第三者の情報を改ざん、消去する行為、あるいは事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
 - (8) 甲または第三者になりすます行為(詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む)
 - (9) 本システムを通じてまたは本システムに関連してコンピューターウィルス等、有害なプログラムを使用、配布、または提供する行為
 - (10) 第三者の通信設備または甲の通信設備などに高負荷の CGI/SSI の稼働および無権限でアクセス、またはポートスキャン、DOS 攻撃もしくは無差別に大量のメール送信(SPAM メール)等により、その利用もしくは本システムまたはその他の甲が提供するサービスの運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含む)および、それに類似する行為やその他の本システムまたはその他の甲が提供するサービスの運営を妨げる行為
 - (11) 選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含む)および公職選挙法に抵触する行為
 - (12) 第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは嫌悪感を抱く電子メール、嫌がらせメール(そのおそれのある電子メールを含む)を送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反して、架空のメールアドレス宛てに電子メールを送信する行為
 - (13) サーバ等のアクセス制御システムを解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (14) 同意を得ることなく、または詐欺的な手段(いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含む)により第三者の個人情報

をいかなる手段を使っても取得するまたは、取得を試みる行為

- (15) 第三者に対し、本システムを通じて意図せずまたは一方的に利用可能とするサービス(いわゆるワンクリック料金請求およびそれに類する手段を含む)または悪質と思われる運営、あるいは社会的モラルの欠落した行為
 - (16) 甲の承諾なしになされるドメインの名義変更またはドメイン名登録機関もしくはドメイン名管理機関等の移管行為
 - (17) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - (18) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (19) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
 - (20) その他、甲が本システムの利用者として相応しくないと判断する全ての行為
 - (21) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本システムまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為
 - (22) 前各号の他、法令または本契約に違反する行為。公序良俗に違反する行為(暴力を助長し、誘発するおそれのある情報または残虐な映像を送信または表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含む)。甲が提供するシステム、サービスの運営を妨害する行為。第三者が主導する情報の交換または共有を妨害する行為。信用の毀損または財産権の侵害等のように甲および甲の提携先に不利益を与える行為
 - (23) 前各号のいずれかに該当する行為(当該行為を第三者が行っている場合を含む)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
2. 乙は、乙もしくは乙の顧客により作成されたコンテンツが前項各号に該当するものである場合には、速やかに修正または削除のための措置をとるものとする。
 3. 甲は、乙もしくは乙の顧客により作成されたコンテンツに第1項各号に該当するものを発見した場合には、乙に修正・削除のための措置をとることを要求、または乙の許諾を得ることなく、甲が直接、修正・削除をすることができるものとする。但し、甲が修正・削除した場合には、事後速やかに乙に報告することとする。
 4. 乙は、乙もしくは乙の顧客により作成されたコンテンツ内容に起因して生じる一切の責任および費用について、賠償責任を負うものとする。甲に損害が生じた場合には、その損害につき賠償するものとする。
 5. 乙は、自らの顧客との間において別途本システムに関する契約等を定める場合には、本契約の内容に違反しない内容のものを定めることとする。

第14条【管理義務】

1. 甲は、乙によるサービスを顧客に提供するときのほか甲が必要と判断する場合、ID およびこれに対応するパスワード(仮パスワード、正式パスワード、その他IDとの組み合わせにより、個人認証を行うための記号)を発行する。
2. 乙は、乙のサービスの提供を受ける顧客を除き、ID およびこれに対応するパスワードを第三者に使用させず、第三者と共有あるいは第三者に利用許諾しないとともに、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について責任を持つものとする。
3. 乙は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに甲に申し出るものとし、甲もしくは乙がパスワードを再設定するものとする。
4. 乙は、自己および顧客のIDおよびこれに対応するパスワードが、乙の自己の責に帰する事由により、第三者に使用されたことによって甲または第三者が被る損害について、責任を負うものとする。

第15条【運用管理】

1. 甲は、本システムの保守、点検、管理、修理を行なう場合において、本システムを停止するときには、合理的な方法および予告期間をもって乙に対し、事前通知を行うこととする。
2. 甲は、以下の事由が生じた場合には、乙に対する事前の連絡をすることなく、一時的に本システムの提供を中断することができ

るものとする。

- (1) 火災・停電等の不測の事態により本システム提供ができなくなった場合
 - (2) 天変地異などにより本システム提供ができなくなった場合
 - (3) 一時的なアクセス過多により本システム提供が困難になった場合
 - (4) 前各号の他、運用上または技術上、本システム提供の一時的な中断が必要であると甲が判断した場合
3. 甲は、本システムを提供するための設備、機器等もしくは本システムに障害を生じ、または設備等が滅失したことを知ったときは速やかにその設備等を修理・復旧するよう対応する。
4. 甲は、業務上必要な復旧・保守作業を目的とする場合には、乙に提供している本システムの管理モードにログインすることができるものとする。

第 16 条【不具合への対応】

甲が開発する本システムのプログラムの不具合により、甲による本システムの提供に支障をきたす場合には、甲は速やかにこれを解決するために対応する。

第 17 条【免責】

1. 甲の故意・過失による債務不履行の場合を除き、甲は、本システムの利用に起因する乙の損害についてその責任を負わないものとする。
2. 本システムに関して、乙と、顧客、または第三者との間で紛争が生じたときは、乙は自らの責任において紛争を解決することとする。
3. 本契約における甲および乙の責任は、本契約に基づき、乙から甲に支払われた利用料金金額を限度とする。ただし、故意、過失の場合は除く。
4. 甲は、別に定める場合を除き、本システムのサーバに保存された乙および顧客のデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録(以下「データ等」という)について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行う甲によるサービスを提供しないものとする。
5. 甲は、サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これを復元する甲によるサービスを提供しないものとする。
6. 甲は、サーバに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによって乙に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、故意、過失の場合は除く。
7. 乙は、CMS 内のテキストデータや画像データ等の毀滅に備えて、定期的にその複製をするように努めることとする。

第 18 条【本システムの停止等】

1. 乙が以下の各号の一つに該当する場合、事前に何ら通知もしくは催告することなく、甲は乙に対し、本システムの提供を停止しまたは乙との契約を解除することができる。
 - (1) 申込の際に虚偽の届出をしたことが判明したとき
 - (2) 乙が本契約の義務を怠ったと甲が判断したとき
 - (3) OEM パートナー契約に基づく業務内容の調査、及び甲の営業の妨害を行うことを目的としている、もしくはそのおそれがあると甲が判断したとき
 - (4) 申込者が過去に本契約に基づき契約解除措置を受けたことがあるとき

- (5) 申込者が過去に甲が提供する他のサービスにて利用契約違反等により、提供停止、契約解除等の措置を受けたことがあるとき
 - (6) 申込者が、申込みをした時点で甲によるサービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがあるとき
 - (7) 申込者が、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかったとき
 - (8) 申込者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者であるとき
 - (9) 甲の業務の遂行上または技術上支障があるとき
 - (10) すべての作業を甲に任せようとする場合、怒鳴りつけたり高圧的な態度をとったりする場合、甲がやって当然だと一方的な要求をする場合など、良好な関係が築けず成果をあげるのは困難と甲が判断したとき
 - (11) 本契約の条項に違反し、本システムの OEM 提供にふさわしくないと甲が判断したとき
 - (12) 仮差押、差押、競売、破産開始、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算の申立を受けたとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (13) 手形または小切手が不渡りとなったときその他財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (14) 解散または合併したとき
 - (15) 乙が料金の支払を延滞し、1ヶ月以内に支払がないとき
 - (16) その他、甲が乙として不相当と判断したとき
2. 乙が第1項各号のいずれかに該当したことにより甲が本契約を解除した場合には、乙は甲からの通知を要することなく直ちに期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金等、甲に対する債務の全額を甲の定める方法で一括して支払うものとする。
 3. 乙が本契約に違反し、甲が損害を被った場合、甲は、本システムの利用の停止または本契約の解除の有無にかかわらず、乙に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。
 4. 第1項によって本契約が解除されたことで乙に生じる損害等については、甲は一切その責任を負わないものとする。
 5. 甲は、所定の期日に、乙による本システムに関する一切の費用の入金確認ができない場合、乙に対する確認・通知を行うことなく、は本システムの提供を停止することができるものとします。この場合において、本システムの提供停止により乙に損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負わないものとする。
 6. 乙は個別契約に基づく利用料金の支払いを怠ったことにより、甲から本システムの提供が停止された場合において、乙が本システムの停止日から30日以内に支払いを怠った利用料金の全額の支払いを行った場合、別途費用を負担することなしに、再度本システムを利用することができるものとします。但し、30日を経過した後に支払いを行った場合において、乙が本システムを再度利用することを希望するときは、乙は所定の再設定料を甲に支払うものとする。
 7. 甲は、以下の各号に該当する場合には、甲の合理的な判断に基づき乙に事前に連絡することなく、本システムの運用の全部または一部を中断・停止することができるものとする。
 - (1) 天災、事変、その他の甲の過失に基づかない非常事態が発生または発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める処置を取る場合
 - (2) 前号の法律上の要請如何に拘らず、天災、事変、その他の甲の過失に基づかない非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
 - (3) 甲の過失に基づかない電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合
 - (4) 甲の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合

(6) 前各号の他、甲の故意または重過失に基づかず、甲が必要やむを得ないと判断した場合

8. 甲は、前項各号に基づき本システムの運用の全部または一部が中断・停止されたことによって生じた乙の損害については一切責任を負わないこととする。但し、甲の故意または過失に基づく損害についてはこの限りではない。

第 19 条【守秘義務】

1. 甲および乙は、本システム上知り得た相手方に関する情報(顧客の情報を含む)を第三者に漏洩してはならないものとする。但し、相手方の書面による事前の承諾に基づく場合、法令上の義務を負う場合、または官公署からの照会による場合にはこの限りではない。
2. 乙は、本契約の目的を達成するために必要な限度で、乙の役員、従業員に対して秘密情報を開示することができますが、この場合、乙は当該役員、従業員に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負うものとする。
3. 甲および乙は理由の如何を問わず本契約が終了もしくは解除された場合、甲および乙は、相手方から開示された一切の書類、又は電子媒体等を甲に返還し、以後一切保有しないものとする。
4. 本条の規定は、本契約の終了後においても効力が存続するものとする。

第 20 条【解約】

1. 乙が本契約の解約を希望する場合は、書面で解約の届出をするものとする。
2. 前項による届出の受領は、当月末日までに甲に到着したものを当月受領分とし、その翌月末日をもって本契約が終了するものとする。
3. 乙による本契約の解約の場合、甲は、既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等を一切行わない。

第 21 条【契約終了後の処置】

1. 本契約が終了した場合には、乙は、甲の指示に従い、本システムの利用を終了するものとする。
2. 本契約が終了した場合には、終了の事由を問わず、乙は、甲の指示に従い、本システムに関する資料、マニュアル等一切の著作物を、甲に返還または破棄するものとする。

第 22 条【準拠法】

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 23 条【合意管轄】

本契約に関して生じた甲と乙との間の紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の排他的な専属合意管轄裁判所とする。

第 24 条【協力義務】

本契約に定めのない事項について甲と乙は、誠意をもって協議解決するように努力する。